

災害救助法の一部を改正する法律案の早期成立を求める

指定都市市長会アピール

今国会において、「災害救助法の一部を改正する法律案」が政府から提出されたところである。

指定都市市長会は、日頃から市民生活に密着した基礎自治体であると同時に、大都市としての総合力を兼ね備えている指定都市が、災害時における救助等の事務を包括的に担うため、長年にわたり、指定都市を救助の実施主体と位置付けることを柱とする災害対応法制の見直しを求めてきた。

本法律案は、道府県と指定都市の適切な連携・分担により、被災した地域全体の住民に対する、より迅速かつ円滑な支援を可能にするものである。いつ起こるか分からない大規模災害に備え、本法律案の早期の成立を強く求めていく。

**平成30年5月15日
指 定 都 市 市 長 会**